

交野市立認定こども園民営化基本方針について
(答申案)

本審議会は、平成29年5月23日付 交健子第53号により、貴職から諮問された「交野市立認定こども園民営化基本方針」について審議を行い、このたび、諮問事項について結論を得たので、ここに答申します。

平成29年10月 日

交野市長 黒田 実 様

交野市子ども・子育て会議
会 長 大 橋 進

交野市立認定こども園民営化基本方針について
(答申案)

平成29年10月24日

交野市子ども・子育て会議

I. はじめに

核家族化の進展や女性の社会進出、労働環境の多様化等による家庭や地域での養育力の低下、また保育ニーズの増大等を背景に、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が施行され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとした考えを基本として、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するとした新たな子育て支援の指針が示され、都市部を中心に全国的な懸案事項である待機児童等への対策として、幼児期の教育・保育の質、量の拡大・改善等が制度の柱となっている。

交野市においても、新制度の施行をふまえ、従来の子どもに関わる計画に新制度の指針を取り入れた「交野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的・総合的に子ども・子育て施策の展開がされているところであるが、子育て中の働く家庭等への支援の一つである保育の提供については、平成 29 年 4 月時点で 18 人の待機児童が発生しており、都市部の多くの自治体と同様に、待機児童の解消は喫緊の課題となっている。また併せて、交野市が運営する市立認定こども園についても開設から 40 数年が経過し老朽化が著しいため、将来を見据えた建替え等の検討が課題となっているところである。

こうした状況のなか、交野市長から平成 29 年 5 月 23 日交健字第 53 号により、本子ども・子育て会議（以下「本審議会」という。）に、「交野市立幼稚園民営化基本方針」（その後名称変更され、現「交野市立認定こども園民営化基本方針」）について、諮問がされました。

本審議会においては、当該諮問を受けたのち、市立認定こども園の民営化に係る諮問事項を検討するに際し、交野市の保育をめぐる課題や新制度施行後の待機児童の状況とその解消に向けた取り組み、また民営化に向けた交野市の方向性について、子育て家庭や民間移行に際する様々な観点から審議を行った結果、附帯意見を付し、次のとおり答申する。

Ⅱ. 交野市の幼児期の教育・保育の取組みについて <基本方針 P3～P8>

平成 27 年度に施行された新制度については、子ども・子育て支援を総合的かつ効率的に提供し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを目的としたものであり、その仕組みとして、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供として、幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の改善として、保育所・幼稚園・認定こども園を通じた共通の施設型給付や小規模保育事業等への地域型保育給付の創設、③地域の子ども・子育て支援の充実として、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実を新制度の柱としている。

交野市においても、新制度に基づく待機児童の解消に向けた取組みとして、小規模保育事業所の誘致や認定こども園の普及を積極的に行われ、これまでに、小規模保育事業所が 7 か所で開設され、認定こども園については、市立の 3 幼稚園が幼保連携型認定こども園に、民間の 7 保育園のうち 6 園が幼保連携型認定こども園に、残る 1 園は保育所型認定こども園に移行され、量的拡大、量の確保を図ってこられたところである。これにより、平成 29 年 4 月時点の待機児童は 18 人となっており、近年の増加傾向が今年度から減少に転じている状況である。保育の利用ニーズについては、新制度の施行により、働く家庭への配慮として就労時間が月 120 時間以上から交野市では月 64 時間以上へと保育の必要性を認定する際の基準が変更され、近年の社会情勢からも、今後、若い世代の子育て家庭では共働きの世帯が増えることが想定される所であり、更なる対策も必要であると思われるが、これまで交野市が実施されてきた取組みについては、一定、評価できるものとする。

市立認定こども園の現状については、市立 3 園ともに建設時から 40 数年が経過していることもあり、老朽化が顕著なところとなっている。建替えに係る整備コストは、設置主体で財源が異なる所となっているが、民設民営による建替えを行い、施設整備を含めた保育環境の改善等により待機児童を解消し、また民営化によるコスト効果額を活用し、交野市の幼児期の教育・保育の質、水準の向上をめざすとする考えについては理解できる所である。しかし、運営形態が公立から民間に移行することに伴い、在園児への影響や子どもを心配する保護者への配慮は、交野市として十分考慮する必要がある所である。

Ⅲ. 市立認定こども園の移行について<基本方針 P9～P18>

民営化の実施にあたっての基本的な考え方として、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置き、運営主体が移行することによる子どもや保護者の不安を解消する考えとして、現在の市立認定こども園で実施している保育内容を継承する公私連携幼保連携型認定こども園の導入や民営化事業者の資質を見極める外部機関による第三者評価受診の義務付け、更には移行保育・合同保育の実施と三者協議会の設置、子どもへの配慮、保護者意見の反映など、民営化による子どもへの影響や保護者の不安を配慮したものとなっている。

また、民営化園への手法として、民設民営方式及び公設民営方式を比較しているが、財政負担や柔軟な運営を考慮すると民設民営方式とすることが望ましいとされ、また老朽化に伴う移転先として第1認定こども園（あまだのみや）が森新池に、第3認定こども園（くらやま）が今池に候補地として選定し、民営化対象園の選定のための比較検証においては、移転候補地の所有関係、待機児童解消への貢献、移転による保育環境の改善、活断層の状況などの諸条件から第1認定こども園（あまだのみや）を民営化の対象園とすることが最も効果が発揮できることとされている。

市立認定こども園を民営化へ移行する手法や移転候補地については、財政効果や施設の老朽化の状況など、市が示している客観的事実から考察すると、運営は民設民営方式、民営化対象園を第1認定こども園（あまだのみや）とする市の考えは、一定、理解できるものとなっている。

なお、民間へ移行される園については、幼保連携型認定こども園（公私連携）とするとの考えのもと、その設置主体は、法律上、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されていることから、民設民営の考えから想定される設置主体は、学校法人又は社会福祉法人とされ、また移管法人の選定に際しては、保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い教育・保育を確保できる事業者として、その選定方法、選定基準及び応募資格が示されていることから、今後、優良な事業者の選定を望むところである。

IV. 審議結果

本審議会においては、交野市長から諮問を受け、「交野市立認定こども園民営化基本方針」について慎重なる審議を行ってきたところであるが、審議にあたっては、現在、市立認定こども園に在園する子どもや保護者、また将来入園する子どもや保護者にとって、交野市が示す基本方針が有益なものとなっているかに視点を置き、基本方針が妥当であるかどうかを議論してきたところである。

その結果、交野市としての保育責任を考える上において、財政面のみを理由とする民営化は到底認められるところではないが、子育て中の働く家庭への子育て施策の更なる推進を図るため、民間事業者が持つ力を活用し、待機児童を含めた保育をめぐる課題の解決を図るとともに、公民問わず、市内の幼児期の教育・保育の質及び水準の向上を図るとした基本方針の内容は、将来、子育てをする市内多くの家庭にとって有益なものになると考えるところであり、交野市が示す基本方針への取組みが概ね実現可能とするならば、市立認定こども園を1園民営化するとした基本方針は、本審議会として承認する。

V. 本審議会の附帯意見

本答申を行うにあたり、委員からは「あまだのみや幼児園という伝統のある幼児園が無くなり、移転されることは寂しい。なんとか公立園として存続できないのか。」「民営化やあまだのみや幼児園移転などといった大事な事柄を承認するにはもっと時間をかけてすべきで、保護者たちのことを考えると基本方針を承認することはできない」「民営化になると思って公立園を選択したわけではない。せめて在園児が退園するまでの間は、公立園のままで願いたい」など、民営化に対する意見があり、本審議会においても基本方針の採択に際しては満場一致には至らなかったところである。

また、基本方針に対する意見を聞くパブリックコメントにおいても、360人から646件の意見が提出され、民営化に対する賛成意見もあるものの、その多くは「障がい児の受入」「移転、埋立等への不安」「財政削減による民営化」「保育士等の配置」などの理由から民営化に反対とする意見が多く寄せられ、また交野市が実施された保護者説明会においても同様の意見が多くあったことも事実である。

本審議会は、交野市が示す当該基本方針が真に子どもや保護者にとって有益なものであり、今後、交野市の子ども・子育て行政の発展が見込まれるものとなっているか等を念頭に、基本方針に示される内容を審議、熟考し、答申に至ったところであるが、反面、そういった市民の声が多くあることを交野市も十分に認識され、今後の取組みを進めていくことが肝要であると考えている。

更に、基本方針の中で記載されているあまだのみや幼稚園移転候補地である森新池近接の活断層について、「活断層においては、国などにおいて総合的な検討や詳細な調査が行われていないなか、さらに不明な断層についての見解を市単独で判断することは不可能と考える。現在のところ、断層上や周辺土地への法的な建築規制等がない状況であり、市として公共施設等の再配置を検討するにあたり、活断層と思われる位置の直上には建設を行わないこととし、現在の法規制の中で耐震性の確保に努めたい」とした交野市の説明から、建設時には耐震等、安全面の確保に十分配慮することを願う。

最後に、交野市としても基本方針の作成にあたっては、素案から最終案に至るまでの間、保護者や保護者会からの意見、また説明会やパブリックコメントでの意見をできる限り取り入れ、在園する子どもや保護者の不安解消に向けた配慮は窺えるところであるが、今後、基本方針に示される取組みを確実に遂行し、優良な事業者の選択をはじめ、移行保育・合同保育など、その都度、保護者の提案や意見に十分耳を傾け、適切かつ丁寧な説明をすることにより、この基本方針が子ども、保護者にとって有益なものとなるよう努められ、交野市の子ども・子育て行政の更なる発展に繋がることを期待し、本審議会として附帯意見を申し添える。